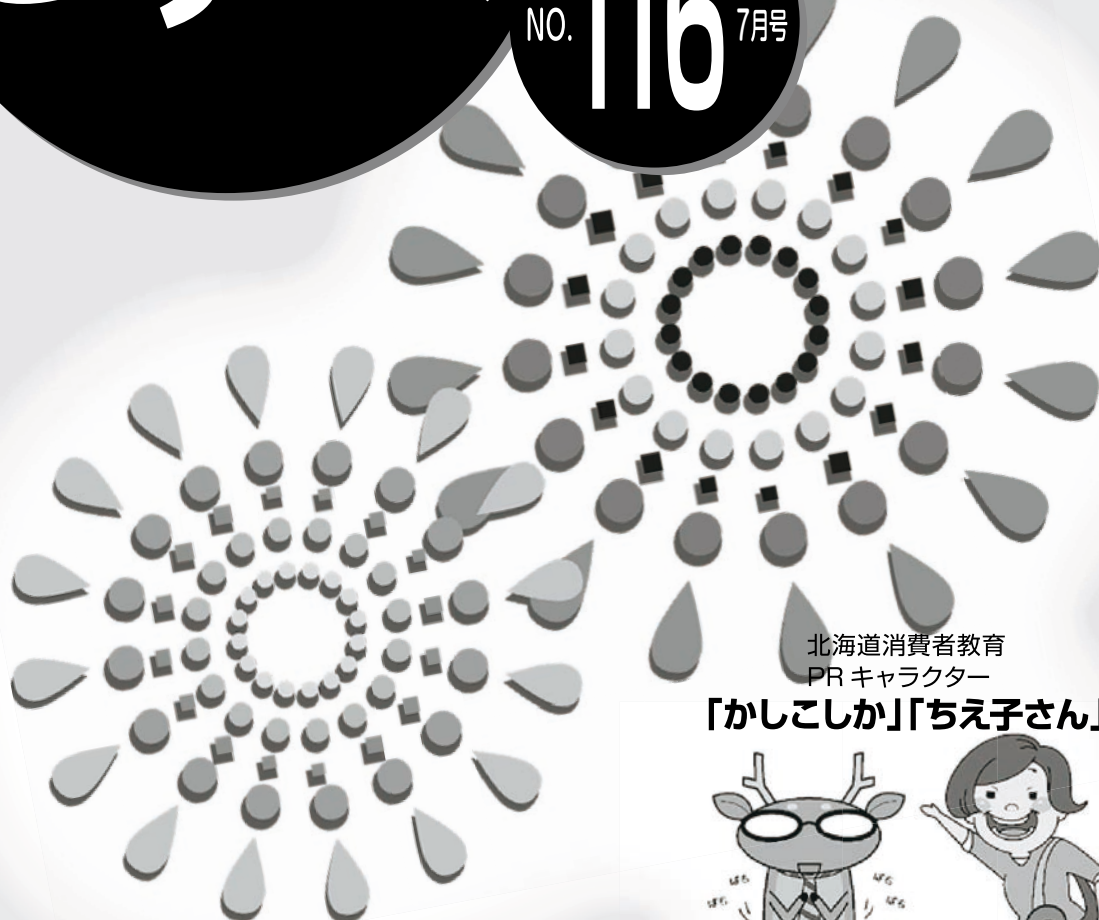


センターニュース きらめく

NO. 116 7月号

くらしに役立つ生活情報
北海道立消費生活センター



北海道消費者教育
PR キャラクター

「かしこしか」「ちえ子さん」



主な内容

食品ロス削減法が成立 …………… 2	食中毒、熱中症に気をつけよう …………… 4
くらしのセミナーにご参加ください …… 2	お試しのつもりが定期購入に …………… 5
通信と端末料金が完全分離へ …………… 3	酸を使ったフットケア商品のテスト … 6、7
7月19日にカルチャーナイト …………… 3	受講生募集！「養成講座」「スタディ」 …… 8
悪質商法や特殊詐欺被害防止訴え …… 3	

〒060-0003

札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館西棟

TEL (011)221-0110 FAX (011)221-4210

<http://www.do-syouhi-c.jp/>

食品ロス削減法が成立

～国民運動で廃棄を抑制しよう！～



まだ食べられるのに捨ててしまう「食品ロス」が問題となっています。このため廃棄を抑制する「食品ロス削減法」が5月末に成立、年内には施行される予定です。

同法は、政府に対し基本方針の策定を義務付け、都道府県や自治体には推進計画の策定を努力義務としました。事業者は国や自治体の施策に協力し、消費者にも食品の購入や調理方法の工夫などで削減に取り組むよう求めています。

また、貧困世帯に食料を提供するフードバンク活動のための連携強化も促すなど、国民運動としての展開が期待されます。

国内の食品ロスは年間643万ト（平成28年度推計）で、国民1人あたりに換算すると1年間で51kg、1日当たり139g（茶碗1杯のご飯の量）に上ります。国連の「持続可能な開発目標（SDGs）」では2030年までに食品ロスを半減することを目標としています。

コンビニも対策

コンビニも食品ロス削減の対策に乗り出しました。「販売期限の迫ったお弁当やおにぎりの購入客にポイントを還元する」「総菜や店内調理品の値引きの実施」「季節商品のおせちや恵方巻などを完全予約制とする」「客の注文を受けてから調理する」などの取り組みが始まっています。



す。

食品業界では、製造業者が納品期限緩和や賞味期限を延長したり、小売業者は余剰食品のフードバンクへの寄付や賞味・消費期限の近づいた商品の値引き販売をしたりするなどの取り組みを行っています。

道は食べきり運動

北海道は平成28年から「どさんこ愛食食べきり運動」を展開しています。年末年始の忘年会・新年会シーズンに合わせて食べきりキャンペーンを実施したり、学校での出前講座を開催したりするなどの取り組みを行っています。

家庭でも実践しましょう

食品ロスの約半分は家庭から出ているので、道は家庭でも食品ロス削減を実践するように、おいしく残さず食べきるための「家庭5箇条」を唱え、協力を呼び掛けています。

- 1) 買いすぎない お出かけ前に冷蔵庫確認
- 2) 作りすぎない 残ったらリメイク・冷凍保存
- 3) むきすぎない 野菜の茎や皮も有効活用
- 4) 捨てすぎない 賞味期限を正しく理解
- 5) 「もったいない」「ありがとう」を大切に

家庭でも日々おいしく食事ができることに感謝して、好き嫌いせず残さず食べることを心掛けましょう。

くらしのセミナーにご参加ください

道立消費生活センターは、その時々タイムリーなテーマを取り上げ、分かりやすく解説する「くらしのセミナー」を開催しています。8月は小学4年生以上とその保護者対象の親子教室です。受講無料。道民カレッジ連携講座です。申し込み、問い合わせは、教育啓発グループ（☎011-221-0110）へ。

日 時	テーマと講師
7月10日（水） 13:00～15:00 （受付中）	これだけは知っておきたい 長寿時代のリスク管理 終活カウンセラー 武田佳世子氏
8月7日（水） 13:00～15:00 親子教室 （7月10日から受付）	なるほどがいっぱいカカオチョコ コレート教室 ～希望のチョコレート～ 株式会社明治 北日本支社コミュニケーション課 食育担当 管理栄養士 馬場由紀子氏

通信と端末料金が完全分離へ 電気通信事業法が改正

モバイル市場の競争の促進や利用者利益の保護を図るため、電気通信事業法の一部が改正されました。今秋施行の予定です。これにより毎月支払う通信料金と端末料金の完全分離が義務化され、通信料金の単体だけでの比較・競争が進み、料金の引き下げにつながると思われます。

これまで携帯電話回線の契約を一定期間結ぶことで端末料金を大幅に値引きするなど、端末料金と通信料金が一体となったプランは分かりにくく不公平などの指摘がありました。

法改正により、販売代理店などが、名称や勧誘目的であることを告げずに勧誘する行為も禁止されます。

今後は料金競争がさらに激しくなり、他社へ乗り換えやすくなるといわれていますが、消費者は自分の使い方に合ったプランを見定めてから契約しましょう。



テスト室などを開放！実験も 7月19日にカルチャーナイト

北海道の短い夏の夜を楽しもうと、札幌市内の文化施設などを夜間開放する「カルチャーナイト2019」（実行委主催）が、今年も7月19日（金）に開催されます。道立消費生活センターも参加し、テスト室を開放します。

当日は、実体顕微鏡や赤外線カメラなどの機器に触れられるほか、清涼飲料水を作る簡易実験や液体窒素を使った実験など、子どもから大人まで楽しめる内容となっていますので、ぜひお立ち寄りください。

時間は午後5時30分から9時まで。直接会場にお越しください。



昨年の清涼飲料水を作る実験の様子

悪質商法や特殊詐欺被害防止訴え 札幌市中心部でキャンペーン

5月は「消費者月間」でした。30日の「消費者の日」に合わせ、道立消費生活センター



詐欺犯人の肉声が聞ける電話のコーナー

札幌市消費者センターの劇団「来楽（ライラック）」による寸劇。テーマは悪質な訪問購入



は北海道消費者協会、札幌市消費者センター、札幌消費者協会、北海道警察などと協力してチ・カ・ホ（札幌駅前通地下広場）で「悪質商法・特殊詐欺被害防止キャンペーン」を行い、道民の皆さんに啓発グッズを配るとともに被害に遭わないよう呼び掛けました。

特殊詐欺横行。不審電話に注意！

北海道警察の発表では、5月までの振り込め詐欺などの特殊詐欺による被害件数は41件、被害総額は約1億600万円で、前年同月の65件約1億6200万円よりも減ってはいるものの、依然として深刻な状況です。電話でのお金の話には十分注意し、不審な電話がかかってきたらすぐに対応せず、周囲の人に相談しましょう。



夏到来!

食中毒、熱中症に気をつけよう



夏は冷涼な気候の北海道でも、最近は暑さの厳しい日が多く、5月下旬には全道各地で30度をはるかに超える猛暑を記録しました。すでに食中毒警報が何度も発令されています。熱中症にも気をつけてください。

よく手洗い、しっかり加熱

北海道食品衛生課によると、食中毒予防の3原則として、次の項目を挙げています。

- ・細菌をつけない～調理や食事の前にはよく手を洗う。水が十分に確保できない場合は、ウェットティッシュなどを活用する。また、食品を素手で扱うことはなるべく避ける。

- ・細菌を増やさない～食品を常温で長時間放置しないように。災害時は電気が復旧するまで冷蔵庫が使えないため、温度管理が困難。時間が経ちすぎた食品は、思い切って捨てる。

- ・細菌をやっつける～食品はしっかり加熱する。



お弁当箱も清潔に

農林水産省はお弁当づくりの知恵として、以下のようなポイントを挙げています。

- ・調理前にはよく手を洗い、調理器具やお弁当箱もよく洗う。ふたのパッキン等も分解して洗い、自然乾燥が清潔なふきんでしっかりふく。

- ・冷凍食品などは中心までよく加熱。電子レンジを使うときは途中でかき混ぜ、加熱ムラを防ぐ。おにぎりを握るときはラップを使う。

- ・詰めるときは、おかずの汁気をよく切る。よく冷ましてからフタをする。生野菜や果物を使うときはよく洗い、水気を切ってから詰める。作り置きのおかずを使うときは、冷蔵庫で保存したものを使い、詰めるときに必ず火を通す。

- ・涼しいところで保管し、早めに食べる。暑い時期や持ち歩くとき、暑いところに置くときは保冷剤やクーラーバッグを活用する。

- ・食べる前には手を洗い、おいがおかしかったら食べるのをやめる。



休憩、水分・塩分補給を

厚生労働省は、熱中症予防として「暑さを避ける」と「こまめに水分補給」を呼び掛けています。

室内では扇風機やエアコンで温度を調節し、外出時には日傘や帽子の着用、日陰の利用、こまめな休憩を心掛けましょう。通気性のよい衣服や保冷剤などで体を冷やすことも有効です。

室内でも外出時でも、のどの渇きを感じなくてもこまめに水分補給をしましょう。大量に発汗する状況では、経口補水液など塩分等も含んだものを利用しましょう。

特に熱中症への注意が必要な高齢者や子どもなどに対しては、注意深く見守りましょう。

道内でも熱中症による死亡などの労働災害が屋内外で発生していることから、北海道労働局は、熱中症対策の徹底を呼び掛ける「クールワークキャンペーン」を展開しています。こまめに休憩や水分・塩分を取り、日ごろの体調にも気を付けましょう。屋内で20度程度の気温でも熱中症にかかる場合があります。十分ご注意ください。



消費生活相談

困ったときは…相談専用電話へ
☎050-7505-0999

お試しのつもりが定期購入に・・・

2回目以降も払わなければならないの？

Q 1カ月前、インターネットで健康食品がお試し価格500円との広告を見た。「定期購入」の表示がないことを確認して注文した。ところが数日前、同じ商品が送られてきて、商品代金4000円の振

込用紙が同封されていた。お試しで1回限りの注文をただけで定期購入契約をしたつもりはない。2回目に届いた商品は返品し、代金は払いたくない。(50代 女性)



A インターネットなどを利用して商品を購入する通信販売は、特定商取引法で広告規制があり、事業者の名称や住所、電話番号、商品の価格、返品の可否や返品できる場合の条件などを消費者に分かりやすく表示するよう求められています。

また、商品の購入が2回以上継続する、いわゆる定期購入契約の場合には、申込画面や確認画面上に定期購入である旨と金額、商品の引き渡しの回数、商品代金の総額等の条件を記載しなければなりません。

当センターで相談を受け付けた時点での広告を確認したところ、定期購入である旨の表示はありましたが、ほかの文字と比較して小さく、分かりやすい表示ではありませんでした。相談者にも確認をしましたが、申し込みをした際の広告には定期購入の表示はなかったと思うとのことでした。

当センターから事業者に連絡したところ、「広告には定期購入であることと、発送予定日の10日前までに申し出ると解約ができることを表示している。すでに発送した商品の返品は受け付けない」との回答でした。

相談者の主張と広告の表示が分かりにくいなどの問題点を当センターから事業者に伝えて交渉したところ、事業者から「定期購入だと分からなかったと主張するのであれば、今回は返品を受け入れる。送料は自己負担で、

宅配便などで返品してほしい」と提案があり、相談者はこれに応じて返品をしました。

2回目以降高額になる場合も

インターネットなどの通信販売については、定期購入と気付かず契約してしまい、後日トラブルになるケースが後を絶ちません。「解約したいが事業者に電話が繋がらない」といった相談のほか、最近では「商品代金が無料だから注文をしたのに後日、同じ商品が大量に送られてきた上に数万円の高額な請求を受けている」という相談も寄せられています。これは、1袋分の商品を無料とする条件として2回目以降は数カ月分（数十袋）をまとめて購入するというもので、金額も毎月購入するよりも高額になっています。

商品を注文する際には、申し込みの最終画面で定期購入が条件となっていないか、条件となっている場合はその期間や支払うこととなる総額などの契約内容についてしっかり確認しましょう。また、解約や返品ができる場合の条件や事業者への連絡方法もよく確認し、申し込みの最終画面を印刷したり、スクリーンショットを保存したりすることで、契約内容を記録しておくといよいでしょう。

トラブルに遭った場合は最寄りの消費生活相談窓口へ。

酸を使ったフットケア商品

国民生活センター
のテスト（抜粋）

～角質ケアをうたった商品で化学やけどやひどい痛みも！～

薬剤の入った靴下状の袋に足を一定時間浸すことで、足裏の角質をはがし、すべすべにすることをうたった商品が販売されています（以下、「酸を使ったフットケア商品」とする）。これらの商品の多くには角質のはく離を促す作用のある、グリコール酸やサリチル酸などのヒドロキシ酸が配合されています。独立行政法人国民生活センターのPIO－NET（パイオネット：全国消費生活情報ネットワークシステム）には、足の角質をケアすることをうたった商品を使用して化学やけどや痛み等の危害が発生したという相談が2013年度以降の約5年間で26件寄せられており、治療に1カ月以上要した事例や一時的に痛みで歩けなくなったという事例もありました。そこで、酸を使ったフットケア商品のヒドロキシ酸量などを調べました。



テスト結果

ヒドロキシ酸は、構造により α -ヒドロキシ酸と β -ヒドロキシ酸に大別されます。 α -ヒドロキシ酸はグリコール酸、乳酸、クエン酸、リンゴ酸などがあり、 β -ヒドロキシ酸にはサリチル酸があります。

○ヒドロキシ酸の定量

靴下型の袋に入った液体に含まれるヒドロキシ酸量を調べたところ、1銘柄（No.1）は α -ヒドロキシ酸の合計量が12.1%であり、FDA（米国食品医薬品局）において、化粧品として安全であるとされる10.0%を超えています。

○pH

靴下型の袋に入った液体のpHを調べたところ、pHは2.3～4.0で、そのうち3銘柄（No.1、2、5）は、FDAにおいて、化粧品として安全とされるpH3.5を下回りました。

テスト品目

- ・酸を使ったフットケア商品5銘柄



薬剤の入った靴下状の袋に足を一定時間浸して使用する

【ヒドロキシ酸量分析結果】

No.	表示	分析結果(%)					
	配合された ヒドロキシ酸の種類	α -ヒドロキシ酸				β -ヒドロキシ酸	ヒドロキシ酸 合計量
		グリコール酸	乳酸	クエン酸	リンゴ酸	サリチル酸	
1	乳酸、グリコール酸	1.74	10.4	検出せず	検出せず	検出せず	12.1
2	乳酸	検出せず	8.59	検出せず	検出せず	検出せず	8.6
3	グリコール酸、乳酸、 サリチル酸、クエン 酸、リンゴ酸	2.84	2.58	<0.01	<0.01	0.18	5.6
4	グリコール酸、乳酸、 サリチル酸、クエン 酸、リンゴ酸	2.70	2.29	<0.01	<0.01	0.18	5.2
5	乳酸	検出せず	9.02	検出せず	検出せず	検出せず	9.0

※不等号記号「<」で示したものは、定量下限未満を表します

●テスト品一覧

No.	銘柄名	製造者 または販売者名	内容量	購入価格 (税込、円)	配合された ヒドロキシ酸	使用時のつけ 置き時間
1	ASHIURA RAN RUN M ローションパック EX ＜足裏用パック＞	製造販売元：(株)MYM	片足30mℓ ×2枚	700	乳酸、グリコール酸	約40分
2	FOOT PEELING PACK- PERORIN[ROSE] FP ローション 足用パック	発売元：素数(株) 製造販売元：(株)マリーヌ	25mℓ× 4枚入り	1,512	乳酸	1時間から 1時間半
3	Baby Foot イーザーパック SPT 30 タイプ	販売元：(株)リベルタ 製造販売元：(株)アール・ エイチ・ビープロダクト	片足35mℓ ×2	1,728	グリコール酸、乳酸、 サリチル酸、クエン酸、 リンゴ酸	30分
4	Baby Foot イーザーパック DP 60 タイプ LB	販売元：(株)リベルタ 製造販売元：(株)アール・ エイチ・ビープロダクト	片足35mℓ ×2	1,728	グリコール酸、乳酸、 サリチル酸、クエン酸、 リンゴ酸	60分
5	魅せ足コスメ PREMIUM 美容 液から生まれた足裏角質ケア PH ローション(足用パック)	製造販売元： (有)ワイエス企画	25mℓ× 2枚入り	583	乳酸	1時間～ 1時間半

表示等

・足裏の皮膚が広範囲にはがれた写真が掲載されており、使用した消費者が、皮膚トラブルなのか正常な状態なのかを判断できない可能性があると考えられました。



No.1



No.2



No.3,4



No.5

・テスト対象銘柄には、使用から数日後に皮膚がはがれるとの表示があり、使用時間を適切に調整することは難しいと考えられました。

・いずれの銘柄にも、履いただけで足裏の角質がはがれると受け取れる旨の表示が見られ、化粧品の効能効果の範囲を超える可能性があります。

消費者へのアドバイス

・テスト対象銘柄の中には、FDA の推奨値

と照らし合わせると、化粧品として安全であるとされる pH や α -ヒドロキシ酸量を超える商品がありました。また、当該商品の影響は個人差が大きく、同じ人でもそのときの皮膚の状態や体調によって変わるため、表示どおり使用しても化学やけど等のトラブルが起きる可能性があります。

・酸を使ったフットケア商品を使用する場合は、商品のリスクを理解した上で、皮膚の様子をみながら、まずは表示よりも大幅に短い時間から使い始めるとよいでしょう。少しでも痛みや違和感があつた場合は、すぐに使用を中止して医師の診察を受けましょう。

・足裏の角質のケアには、酸を使ったフットケア商品を使用するのではなく、保湿クリームなどを活用することも効果的です。

※国民生活センターは事業者に対して、酸を使ったフットケア商品について、消費者が商品をより安全に使用できるよう、配合成分や表示の見直しを要望しました。行政に対しては、酸を使ったフットケア商品の取り扱いについて、調査の上、必要に応じて、医薬品医療機器等法上の分類等について見直すことも含め、検討を行うよう要望しました。

※詳細は国民生活センターのホームページをご覧ください。

受講生募集！「養成講座」「スタディ」

北海道消費者協会は、令和元年度の「消費生活リーダー養成講座」と「通信講座消費生活スタディ」の受講生を募集しています。いずれも道民カレッジ連携講座です。問い合わせは、北海道消費者協会（☎011-221-4217）へ。

◆消費生活リーダー養成講座

「養成講座」は道立消費生活センターに通いながら学ぶもので、本年度は56期生となります。衣食住や環境、経済、契約、農業など



昨年度の養成講座開講式の様子

多彩なカリキュラム。期間は7月22日から8月2日までの前期と8月19日から30日までの後期に分かれています（土日を除く計20日間）。1科目90分で1日3科目。

受講料は、地域消費者協会会員は1万5000円、会員でない方は2万円。

◆通信講座消費生活スタディ

「スタディ」は、衣食住や環境、契約など消費生活全般を一冊にまとめた、（一財）日本消費者協会発行のテキストをもとに自宅学習した後、効果測定を提出して修了です。来年3月に道立消費生活センター（札幌市）でスクーリングを開催する予定です（参加は自由）。受講料は、地域消費者協会会員は5000円、会員でない方は6000円。

受け付けは8月5日までの予定ですが、定員になり次第締め切ります。



北海道消費者教育PRキャラクター「ちえ子さん」

見学しませんか

当センターには食品の成分や製品の性能などを調べる商品テスト室や、その結果を分かりやすく紹介した展示ホールがあり、随時、見学を受け付けています。

平成30年度は大学や専門学校、町内会、自治会、消費者団体、自治体職員など53団体548人が訪れ、悪質商法や特殊詐欺の手口を

知るミニ講座に耳を傾け、食品の着色料や糖分、繊維などの簡易実験に取り組みました。

利用は無料、2名以上で要予約。講座の内容等については相談に応じます。

申し込み、問い合わせは教育啓発グループへ。



簡易実験に取り組む学生たち

北海道立消費生活センター

札幌市中央区北3西7 北海道庁別館西棟

TEL 011-221-0110

FAX 011-221-4210

相談専用電話 050-7505-0999

（相談受付時間：平日／午前9時～午後4時30分）

当センターは一般社団法人北海道消費者協会が指定管理者として業務を行っています。

ホームページのご案内

当センターのホームページでは、悪質商法の最新事例や製品事故情報、商品テストの結果などを紹介しています。ご活用ください。
<http://www.do-syouhi-c.jp/>



北海道立消費生活センター

検索